

法令適用事前確認手続 回答書

令和8年6月9日

行政書士 和田 翔 殿

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和8年4月16日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、名目の如何にかかわらず運送の対価を得ている場合には、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となる可能性があることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

本件運送行為については、出荷元における積込み対応、計量、伝票処理、搬入先における受け入れ対応、荷下ろし、ヤード内重機作業（碎石の押し込み作業）及び清掃等を含むものとされている。当該運送行為は、通常、これらの作業の遂行のために行われるものではなく、また、これらの作業の結果として行われるものでもないことから、一般的にはこれらの作業は当該運送行為に付帯するものと考えられる。以上を踏まえると、当該運送行為がこれらの作業の一環として密接不可分であり、当該作業に付帯して行われていると判断することは難しい。

したがって、Bが他人の需要に応じ、自動車を使用して碎石を運送し、それにより名目の如何

にかかわらず運送の対価を得ていると判断される場合にあつては、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送していることから、貨物自動車運送事業法第3条の適用対象となると考えられる。

個別具体のご相談については、運輸局及び運輸支局へお問い合わせください。